

議員提出議案第4号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年(2022年)6月14日

提出者 八王子市議会議員 八木下輝一

賛成者 八王子市議会議員 西室真希

同 岸田功典

同 冨永純子

同 若林修

同 木田彩

同 西本和也

同 梶原幸子

同 鈴木基司

同 石井宏和

同 日下部広志

同 小林裕恵

八王子市議会議長

吉本孝良殿

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（開会方法の特例）</u></p> <p><u>第12条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生等により、委員が委員会の開会場所への参集が困難と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開会することができる。ただし、第16条第1項ただし書の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により開会する委員会において、オンラインによる方法で出席することを希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別紙2

提案理由

令和4年第2回市議会定例会から「重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生等により、委員が委員会の開会場所への参集が困難と認める場合」に、「開会方法の特例」として、委員会を「オンライン」により開会できるよう規定する必要があるため、「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。